

砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、保存樹等の枝打ち及び間伐にかかる費用の一部を助成し保存樹等の良好な維持管理を促進することにより、都市の美観風致を維持し健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的として実施する砺波市保存樹等保全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 保存樹等 砺波市花と緑のまちづくり条例(平成16年砺波市条例第150号)第14条の規定により、砺波市長が指定した樹木をいう。
- (2) 枝打ち 樹木の枝を切り、形を整えたり、風通しを良くすることで、樹木の美観を向上させたり、樹勢の回復を図る作業
- (3) 間伐 保存樹等の混み具合に応じて樹木の一部を伐採し、残った樹木の成長を促す作業

(補助対象者及び交付の対象地域)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保存樹等の所有者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 補助金の交付対象となる地域（保存樹等が生育する地域をいう。以下「補助対象地域」という。）は、別表第1のとおりとする。

(交付の対象区分、補助率等)

第4条 補助対象経費、補助率等は別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請は、保存樹等保全事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 位置図・現況写真
- (4) 市税等納付（納入）状況確認承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条第1項に規定する通知は、保存樹等保全事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 申請事項に変更が生じた場合は、保存樹等保全事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、保存樹等保全事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する報告は、保存樹等保全事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第9条 規則第13条に規定する通知は、保存樹等保全事業補助金確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

地区名	補助対象地域
出町	一番町、春日町、緑ヶ丘、桜木町、新町、杉木町、川原町、木舟町、東町、中町、南町、三島町、西町、旭町、末広町、上町、山王町、信開一番町、永福新町
庄下	矢木住宅、東矢木住宅、高道住宅
五鹿屋	となみ野五番街
東野尻	苗加東町、苗加みなみ台、苗加中央団地
鷹栖	17区、鷹栖東町、新鷹台町
林	新栄町、杉木台団地
油田	雇用促進住宅、新千代
南般若	にれの木台
柳瀬	花みずき台、柳瀬千柳
梅檀野	市谷
梅檀山	全域
東山見	全域
青島	中之島第1、中之島第2、東部、中部、西部、新栄町、青島新町
雄神	全域

別表第 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	補助率及び限度額
(1) 保存樹等の枝打ち及び間伐に要する費用 ただし、枝打ち及び間伐後の清掃及び廃棄物としての処理費用は除く(生け垣は対象外とする。)	当該費用の2分の1とする。ただし、1件あたり10万円を限度とし、同一保存樹等の補助は4年に1回を超えないものとする。

備考 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

様式第1号（第5条関係）

保存樹等保全事業補助金交付申請書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者
住 所
氏 名

砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 保存樹等及び事業の概要

指定番号		前回実施年度	
樹種			
所在地			
事業概要（保存樹等の現況及び事業目的、方法、内容等）			

2 補助金申請額

_____円

3 事業の着手及び完了予定年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) 位置図・現況写真
- (4) 市税等納付（納入）状況確認承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

収支予算書
(収支決算書)

収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
計		

支 出

区 分	金 額	備 考
計		

様式第3号（第6条関係）

砺波市指令 第 号

申請者
住 所
氏 名

保存樹等保全事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、
砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

年 月 日

砺波市長

1 補助金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 前各号のほか補助事業の遂行につき必要と認められる事項
 - ・市に対して納付又は納入すべき税等に滞納がある場合は、交付の決定を取り消す場合があること。
 - ・この補助事業の目的に従い事業を効率的に実施し、事業効果の増大に努めるとともに関係諸帳簿を保管し、事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。
- (5) 保存樹等の剪定及び間伐に際しては、過度な枝打ち及び間伐とならないようにしてください。適正と認められない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

様式第4号（第7条関係）

保存樹等保全事業補助金変更承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があったものについて次のとおり変更したいので、砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

1 変更理由

2 保存樹等及び事業の概要

指定番号	
樹種	
所在地	
事業概要（保存樹等の現況及び事業目的、方法、内容等）	

3 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書の写し
- (3) 位置図・現況写真

様式第5号（第7条関係）

保存樹等保全事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があったものについて次のとおり中止（廃止）したいので、砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

1 中止（廃止）理由

2 保存樹等及び事業の概要

指定番号	
樹種	
所在地	
事業概要（保存樹等の現況及び事業目的、方法、内容等）	

様式第6号（第8条関係）

保存樹等保全事業実績報告書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があったものについて砺波市保存樹等保全事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の額

_____ 円

2 保存樹等及び事業の概要

指定番号	
樹種	
所在地	
事業概要（方法、内容等）	

3 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 完了写真（実施前、実施後）※同じ位置から撮影したもの
- (3) 領収書

様式第7号（第9条関係）

保存樹等保全事業補助金確定通知書

年 月 日

様

砺波市長

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定した補助金については、砺波市
保存樹等保全事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、交付額を 円に確
定します。